衛研発第１１０６００２号
令和８年１１月６日

各関係機関の長　殿

国立医薬品食品衛生研究所長
（　公　印　省　略　）

食品衛生管理部　第三室長の公募について

謹啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、この度、当所食品衛生管理部において第三室長を公募することとなりました。つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

１．職名
　食品衛生管理部　第三室長（厚生労働技官・研究職）

２．業務内容
　食品衛生管理部は、食品の安全性確保を目的として、食品等の製造工程における微生物及び有害物質の制御、安全性評価、規格基準その他の食品等の衛生管理に関する調査及び研究並びに食中毒に関連する微生物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行なっている。このうち第三室では、食品（乳及び食肉、水産食品を除く）等の衛生管理に関する調査及び研究並びに食中毒に関連する微生物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究業務を行っている。
　今回募集する第三室長は、これらの業務を自らあるいは室員を指導・統括して実施するとともに関係分野における行政支援活動に従事する予定である。

３．応募資格
（１）獣医学系、農学系、薬学系、医学系、理工学系、あるいはその他の生命科学系領域における博士号を取得後、概ね10年以上の研究経験を有すること
（２）食品媒介性病原体の検査法や管理法について十分な専門的知識・研究経験及び業績を有すること
（３）食品製造工程における衛生管理（食品及び施設に関するもの）、特に病原微生物のリスク評価及び管理に関する研究経験または業績を有することが望ましい
（４）研究所内外の研究者と協力・連携して調査・研究を遂行でき、研究室員を指導・掌握する管理能力と協調性を有すること
（５）国立試験研究機関における調査・研究の意義と役割に対する責務への理解とそれを実行する意欲を有し、当該分野における食品安全行政への対応及び国際的動向への対応を行う意欲と能力を有すること
（６）外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

４．提出書類
（１）履歴書（https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.htmlに掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに高等学校卒業以降の学歴・職歴、所属学会・教育歴、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6 か月以内に撮影）を添付すること）
（２）現在までの主要研究概要　（Ａ４用紙３ページ、カラー可）
（３）研究実績目録（原著論文、総説、解説、単行本、シンポジウム、国際学会発表、招待講演、知的財産、受賞歴等）及び主要論文別刷（５編以内、総説も可）
（４）将来への抱負（陳述書）（Ａ４　用紙２ページ）
（５）学位記（写し）あるいは学位を証明するもの
（６）現在までの競争的研究費獲得状況
（７）推薦状（複数可）
（８）着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類を提出すること。
（９）障がいをお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類
※各書類が複数枚になる場合はクリップ止めにすること（ステープラは使用しない。）。
※（２）～（４）、（６）～（９）は様式自由。
※応募書類は返却しません。
※下記【備考】（１）～（４）に該当する者は応募できません

５．応募締切日
令和８年１２月２３日（水）１3時（必着・締切厳守）

６．選考採用試験
⑴　書類選考　令和９年１月上旬（予定）
⑵　面接試験　令和９年１月中下旬（予定）
※面接には、１５分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所
※最終合格発表は1月下旬に文書(電子メール等)にて通知予定
７．採用予定年月日
令和９年４月１日（予定）(事情により応相談)
※着任時期について希望がある場合は、４．提出書類（８）の書類を提出すること。

８．処遇
（１）給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。
＜モデル年収＞

（２）１週間当たりの勤務時間は３８時間４５分（週休２日制）である。
（３）年２０日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により２０日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されている。

９．書類提出先
〒２１０－９５０１　神奈川県川崎市川崎区殿町３－２５－２６
国立医薬品食品衛生研究所長
※　応募書類の封筒には「食品衛生管理部第三室長　応募書類在中」と朱書のうえ、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

１０．本件問い合せ先
国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長　柴田　彩乃

電話：０４４－２７０－６６００　内線１１０３
E-mail: ayano-shibata@nihs.go.jp

【備考】
（１）　日本国籍を有しない者
（２）　国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者
　① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
　② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者
　③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（３）　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
（４）　採用予定時期までに国家公務員法第８１条の６に定める定年に達する者（令和９年度における定年年齢は６３歳）